

平成 2 6 年 第 4 回 定 例 会  
( 第 2 日 目 )

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 26 年第 4 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 26 年 6 月 11 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 26 年 6 月 20 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 26 年 6 月 20 日 午後 2 時 3 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	林 伸行	○
総 務 課 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	伊藤 同	○
総 務 課 主 幹	齊藤 昭一	○	生涯学習課主幹	藤原 勝美	○
住民企画課長	小野寺 祥裕	○	学校給食センター主幹	佐藤 美則	○
住民企画課参事	江草 智行	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
住民企画課主幹	伊藤 泰広	○	選挙管理委員会局長	竹俣 信行	○
保健福祉課長	石川 篤	○	選挙管理委員会次長	齊藤 昭一	○
保健福祉課主幹	五十嵐 正美	○	監査委員事務局長	川口 昌志	○
産業振興課長	深田 知明	○			
産業振興課参事	横山 智	○			
産業振興課参事	小南 雅誉	○			
建設課長	松橋 正樹	○			
建設課主幹	金野 茂幸	○			
建設課主幹	竹内 秀行	○			
会計管理者	房田 敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野 幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳 朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事務局 長	川口 昌志	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事務局 主査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	7番 山内 彬 8番 谷川 忠雄
2			諸般の報告	
3	議案	5 2	津別町税条例の一部を改正する条例の制定について	
4	〃	5 3	協定の締結の議決事項の変更について (津別町旭町団地買取事業)	
5	〃	5 4	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	
6	〃	5 5	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	
7	〃	5 6	平成 26 年度津別町一般会計補正予算（第 2 号）について	
8	〃	5 7	平成 26 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
9	〃	5 8	平成 26 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
1 0	〃	5 9	平成 26 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
1 1	〃	6 0	平成 26 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
1 2	〃	6 1	平成 26 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	意見書案	6	規制改革会議の農業改革に関する意見の取り扱いに関する意見書について	
14	〃	7	地方財政の充実・強化を求める意見書について	
15	〃	8	平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について	
16	〃	9	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成27年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について	
17	〃	10	集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書について	
18	〃	11	地方教育行政法改正に係る意見書について	
19	〃	12	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について	
20	報告	7	繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）	
21	〃	8	事故繰越しの繰越しについて（津別町一般会計）	
22	〃	9	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
23	〃	10	株式会社相生振興公社の経営状況について	
24	〃	11	例月出納検査の報告について（平成25年度4月分、平成26年度4月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

7 番 山 内 彬 君            8 番 谷 川 忠 雄 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（川口昌志君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は昨日配付いたしましたとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日報告後から本日までの状況について、第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 52 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、議案第 52 号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程になりました議案第 52 号津別町税条例の一部を改正する条例の制定についての内容について説明させていただきます。

昨日配付しております説明資料をご覧ください。1 ページ目、税条例の新旧対照表となっております。対照表の下段のほうに参考条文を記載しておりますが、本文の第 34 条の 7 は寄附金税額控除について規定している条文です。そのうち第 1 項第 1 号トについては対象となる寄附金のうち社会福祉法人に対する寄附金について、別表第 1 において法人名を掲げまして指定させていただいております。本町の場合は町内に事務所または事業所等を設置している法人を対象とさせていただいております。今回新しく設立されました社会福祉法人夢つべつを加える改正をお願いするものであります。

上段の新旧対照表をご覧ください。改正後といたしまして別表第 1 の控除対象寄附金の欄において、先の 5 月議会において改正加えさせていただきました恵和福祉会に対する寄附金の下に社会福祉法人夢つべつに対する寄附金を追加するものであります。

それでは条文のほう、議案のほうをご覧ください。条文のほうですが、ただいま説明いたしました別表第 1 の改正分のみとなります。また附則といたしまして公布の日から施行するというように規定しております。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 52 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 53 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 53 号 協定の締結の議決事項の変更について（津別町旭町団地買取事業）を議題といたします。

内容の説明を求めます。

金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 53 号、協定の締結の議決事項の変更について内容の説明を申し上げます。

本件につきましては、平成 25 年度から平成 26 年度、津別町旭町団地買取事業の協定といたしまして平成 25 年 8 月 23 日開催の第 6 回臨時議会において協定の締結の議決をいただきまして契約の相手方清水建設グループ代表者、網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役清水靖則と協定の契約を行い事業を開始したところですが、平成 26 年度労務単価、資材単価の上昇に伴い、協定の金額に収まらない状況になり、増額して対応しなければならなくなったことから、先の議会で議決をいただきました協定の締結に関し、議決事項であります協定の金額に変更が生じることになりましたことから協定の締結の議決事項の変更につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。1 の事業の名称は平成 25 年度から平成 26 年度、津別町旭町団地買取事業、2 の事業の場所は、津別町字旭町 69 番地 1 ほかでございます。変更の内容につきましては、お手元の説明資料で説明したいと思しますので 2 ページをご覧くださいと思います。

旭町団地買取事業につきましては、平成 25 年度から平成 26 年度の協定を結びまして、平成 25 年度に町営住宅 6 戸、特定公共賃貸住宅 4 戸の 2 棟 10 戸の買い取りを行



ったところですが、今年度に入りまして労務単価、資材単価の上昇により、協定金額に収まらないとの報告を受けまして、協議を行い精査した結果、平成 26 年度分の増額をすることになりましたので、協定の変更をお願いするものであります。

協定の金額につきましては、変更前全体で 2 億 8,856 万 2,500 円でございます。1 期分、25 年度分としまして 1 億 4,475 万 4,500 円で、2 期分、26 年度分ですが 1 億 4,380 万 8,000 円でございます。変更後は全体で 2 億 9,366 万 100 円でございます。1 期分については変更ございません。2 期分として 1 億 4,890 万 5,600 円でございます。増額分として 509 万 7,600 円で、うち消費税及び地方消費税額 37 万 7,600 円でございます。

契約の相手方は清水建設グループで、代表者は津別町の株式会社清水建設で構成員としまして札幌市の株式会社アトリエアクでございます。

変更内容につきましては、平成 26 年度整備分の労務単価及び資材単価の改定によるもので、工事価格、税抜きの価格、変更後 1 億 3,854 万円で、472 万円の増額になります。増加率は 3.5%となります。

次に、消費税及び地方消費税額ですが 5%については変更ございません。8%につきまして増額分 472 万円の 8%で 37 万 7,600 円となります。計の工事費は 1 億 4,560 万 8,600 円で、509 万 7,600 円の増額になります。工事監理は変更ございません。平成 26 年度分の事業費として 1 億 4,890 万 5,600 円となります。平成 25 年度分と合わせまして協定総額 2 億 9,366 万 100 円で、うち消費税及び地方消費税額を 1,408 万 6,100 円とするものであります。

議案に戻っていただき 3 の変更後の金額 2 億 9,366 万 100 円で、うち消費税及び地方消費税額 1,408 万 6,100 円であります。4 の今回変更による増額 509 万 7,600 円、次のページをお開きください。うち消費税及び地方消費税額は 37 万 7,600 円であります。5 の契約の相手方は清水建設グループ代表者、網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役清水靖則であります。

以上、議案第 53 号の内容を説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） ちょっと質問したいのですが、消費税の資料の2ページの26年度整備内訳のところなのですが、消費税の上から2段目の消費税の5%というところが669万1,000円、変更後も変わらずということで、消費税8%のところが37万7,600円追加になっているのですけれども、これは新たにこういう書き方をすると新たに資材を買った分について8%かかってきたという形の誤解というか、とれるのですけれども、実際はこの37万7,000円というのは8%に変更後の3%の増加分という意味なのでしょうか、そのところをちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（鹿中順一君） 金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいまの消費税につきましては、基本的に消費税につきましては今年の4月から変更、8%になったということで、経過措置といたしまして指定日、指定日を越えるものから変更になるということで、指定日につきましては平成25年の10月1日が指定日ということで、この協定書につきましては去年の8月に行っていますので、基本的にその契約で指定日の前に契約を行っているということで、それが今年の4月1日を越えたにしても変更なしでそのまま契約どおりいくことになっておりますが、そこで指定日以降に増額になった分については、増額分のみを8%に計上するということになっておりますので、これにつきましては資材の単価、労務賃、その分値上がった分につきましてはの8%ということで、そういうご理解をお願いしたいと思っておりますので、以上よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 54 号・議案第 55 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 54 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてから、日程第 6、議案第 55 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 5、議案第 54 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてから、日程第 6、議案第 55 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 54 号から順次説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（竹俣信行君） ただいま上程となりました議案第 54 号並びに議案第 55 号について内容の説明をさせていただきます。

はじめに、議案第 54 号であります。北海道市町村総合事務組合理約の変更についてであります。本件につきましては、新規に加入する団体及び脱退する団体が生じたため規約の変更を行うものでございます。なお、この事務組合につきましては、市町村並びに一部事務組合等の非常勤消防団員及び非常勤職員などの公務上の災害に対する損害補償に関する事務、また非常勤消防団員の退職報奨金等の支払の事務を共同して処理している組合でございます。

それでは、お配りしております説明資料の 3 ページを開いていただきたいと思います。左側が改正前ということで新旧対照表をご覧くださいと思いますが、左側改正前の別表第 1、下にアンダーラインが引いてあるところが今回脱退する団体でござ

います。空知総合振興局の「赤平市」、上川総合振興局の「上川中部消防組合」、胆振総合振興局の「伊達・壮瞥学校給食組合」、以上が脱退することとなります。

右側の改正後をご覧くださいと思います。組織する団体として新たに石狩振興局の「道央廃棄物処理組合」が加入することとなります。

次に、別表第2をご覧ください。左側の中段以下をご覧ください。共同処理する団体として消防組織法に係る事務ということで、ここについても下にラインが引いてあるところが脱退されます。「赤平市」、それから「上川中部消防組合」、9項としまして地方公務員災害補償法に関する事務ということで「上川中部消防組合」、「伊達・壮瞥学校給食組合」、以上が脱退されます。

右側の別表第2をご覧くださいと思います。新たに加入する団体として第1項消防組織法に係る事務、「鷹栖町」、「上川町」、それから9項、地方公務員災害補償法に関する事務ということで「道央廃棄物処理組合」が新たに加入されます。

議案にお戻りいただきたいと思います。附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定により総務大臣の許可の日から施行することとなります。

以上、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第55号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてでございます。資料の4ページをご覧くださいと思います。本件につきましても脱会と新たに加入する組織の規約変更でございます。

4ページ左側改正前、アンダーラインの「上川中部消防組合」並びに「伊達・壮瞥学校給食組合」が脱退されます。改正後、一番下になりますけども、「道央廃棄物処理組合」が新たに加入することになります。

議案にお戻りください。附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するということになります。

よって、地方自治法第290条の規定により議会の議決が必要なことから、今回上程させていただきました。

ご承認を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 54 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 55 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 54 号から議案第 55 号までの 2 件について原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 56 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 56 号 平成 26 年度津別町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それでは、議案第 56 号 平成 26 年度津別町一般会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳出において 4 月の人事異動に伴う人件費の補正、それから臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金事業の追加補正、経営体育成事

業の追加補正、再生可能エネルギー推進事業の追加補正等を中心に、それぞれの特定財源を歳入において追加、増額補正しながら補正予算を組ませていただきました。

それでは補正予算の条項をご覧ください。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算にそれぞれ3,197万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を56億136万2,000円と規定するものであります。第2項につきましては資料の事項別明細書を説明後に内容説明させていただきます。

それでは事項別明細書歳出から説明させていただきますので、8ページから9ページをお開きください。

まず最初に説明欄におきまして給与費として計上しています人件費について補正の全体を説明したいと思います。当初予算に対しまして4月異動、その後の状況により人件費を再算定したところですが、各会計において総人数については変更ありません。共済費につきましては率の改定による増を見込みながらも一般会計全体で256万2,000円の減額、全会計で790万3,000円の減額となったところであります。各項目での説明は省かせていただきますが、各目の算定職員数に増減がある場合につきましては、説明欄の節2給料に記載しておりますので、参考にしていただければと思います。

それでは款1議会費、項1議会費から目単位で説明させていただきます。目1議会費で207万7,000円の増額になりますが、議会運営経費において臨時職員1名の配置に伴う増額補正となります。

続いて10ページ、11ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費のうち下段のほうです。目5財産管理費につきましては162万3,000円の増額で町有建物等維持管理経費として旭町、旧営林署官舎の用地の購入として126万円。

次、13ページになります。認定こども園建設予定地確定に伴いまして下水道分担金が確定しております。その追加として36万3,000円となります。

12ページの項2地域振興費において企画総務費320万1,000円の増額ですが、これは地域おこし協力隊事業の車両事故による修繕費分の流用もとへの増額補正、地域振興積立金につきましては、津別ライオンズクラブ様から21世紀の森の整備事業に対しまして指定寄附金としまして250万円を追加補正するものです。目3企画振興費は257万9,000円の増額ですが、ふるさと定住促進事業補助金で新築分に係る増に伴う補正

として 220 万円の増額となっております。それから相生総合ターミナル施設周辺整備事業は、相生の旧国鉄官舎の撤去に係る 35 万円の追加。あと、ふるさと応援基金積立金はふるさと納税分の積み立てということで 2 万 9,000 円の増額補正となります。

次、目 4 公共交通対策費ですが、14 ページから 15 ページのほうをお開きください。これは 15 ページの中段になりますが公共交通対策経費として、札幌で行われます北海道総合都市交通体系調査委員会出席交通費として 6 万 9,000 円の追加補正、昨年ちょっと補正対応したのですが、当初予算ちょっと計上漏れになっておりました、申し訳ありません。

次に、16 ページ、17 ページをお開きください。項 4 戸籍住民登録費、目 1 戸籍住民登録費ですが、人件費以外としまして住民基本台帳ネットワークシステム経費の負担金の補正です。4 月から 6 月まで臨時職員を雇用したことによる流用もとへの増額補正 59 万 9,000 円となっております。

次に、項 6 統計調査費ですが、目 1 統計調査費ということで 20 ページから 21 ページをお開きください。委託各種統計調査経費において 14 万 1,000 円の増額補正となります。これは商業統計が経済センサスと…。すみません減額補正です、14 万 1,000 円の減額補正となります。商業統計が経済センサスと同時実施ということになりまして経費の調整、減額措置となっております。

次に、項 7 監査委員費、目 1 監査委員費は、これは正職員を経費としないことによる減額ということになっております。

次に、22 ページから 23 ページをご覧ください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費ですが、目 1 社会福祉総務費で 1,509 万 7,000 円の増額となりますが、これは障害者総合支援事業経費で対象者の医療費が増額になるためで 230 万円の増額。また、臨時福祉給付事業について対象者を加算なしで 280 人、加算有りで 889 人と見込みまして 25 ページになりますが、臨時福祉給付金 1,613 万 5,000 円を含みます関係経費 1,711 万 4,000 円として追加補正するものであります。

あと 25 ページになりますが国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計繰出金につきましては、人件費補正による事務費繰出減を主要な補正としまして減額補正となっております。

次に、26 ページから 27 ページをお開きください。目 5 老人福祉費ですが 94 万円の増額補正となっております。これは旧網走信用金庫店舗の改修工事につきまして労務単価改定による増額ということでお願いするものであります。

次に、目 7 交通安全推進費ですが、28 ページから 29 ページのほうをお開きください。29 ページに記載しております交通安全啓発指導経費として今年新たに指導員として 1 名増加になりましたので、その方の制服等の購入に充てる被服費として 11 万 7,000 円の追加補正をお願いするものです。

次、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費は 633 万 5,000 円の増額です。認定こども園整備事業におきますニタトレクシナイ川、埋設工事施工に係る流用もととして児童遊園地管理経費と工事請負費に 22 万 6,000 円の増額、あと子育て世帯臨時特例給付金給付事業といたしまして対象者 524 人を見込みまして、給付金 524 万円を含む関係経費 610 万 9,000 円を追加補正するものであります。

次に、款 4 衛生費ですが 30 ページから 31 ページのほうをご覧ください。項 1 保健衛生費、目 3 環境衛生費で下水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計の繰出金につきましては、人件費等の減で合わせて 112 万 7,000 円の減額補正となります。

次に、32 ページから 33 ページのほうをお開きください。款 6 農林業費ですが、項 1 農業費、目 1 農業委員会費で 50 万 8,000 円の増額です。35 ページのほうに記載になっていますが、農地中間管理事業として事務費に対する補助事業で 45 万 1,000 円の追加補正となります。

次に、36 ページ、37 ページをお開きください。目 3 農業振興費は 2,065 万 7,000 円の減額補正となります。まず経営体育成支援事業ですが、これは対象 18 台の農業機械に対する新規の補助事業でありまして 1,890 万円の追加となります。

次に、経営所得安定対策直接支払推進事業ですが、協議会の補助金 70 万円を含む事業経費として 140 万 3,000 円の追加となるところです。37 ページ下段のほうになります。農山漁村活性化対策整備事業につきましては、平成 25 年度予算の繰り越しいたしました事業と二重計上になってしまいましたので、今回 4,096 万円の減額補正とさせていただきます。

次に、38 ページから 39 ページをお開きください。目 4 振興事業費につきましては



58万7,000円の増額ですが、農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、北海道多面的機能支払事業ということに事業名を変更することになりまして、減額補正をお願いするものであります。項2林業費につきましては40ページから41ページをお開きください。目2林業振興費におきまして586万8,000円の増額です。林業振興対策補助費等で猟友会に対して、これは会員増に伴うハンター保険補助で5,000円の増額。それから地域材利活用推進事業におきましてJ-VER購入感謝状としての報償費、それから東京港区におきます「ちいき百貨店」という催しの参加経費等で18万9,000円の追加となります。

さらに43ページのほうになります。新規補助事業といたしまして再生可能エネルギー推移事業の追加になります。これは森林バイオマス熱電利用構想を実際に導入するにあたって事前調査を行う等、委託業務を含めました事業展開を行っていかうとするものでありまして、推進事業における協議や実際の導入試験等、導入等に係る経費等を含めまして567万4,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、下段の目5治山事業費ですが、小規模治山事業といたしまして1,076万8,000円の増額です。

次の44ページから45ページをお開きください。この事業費につきましては木樋の藤倉の沢の放水路の調査、測量、設計委託料及び工事請負費の追加補正となります。

次に、款7商工費、項1商工費ですが目4消費者行政推進におきまして16万8,000円の増額補正になります。これは北海道消費者行政活性化事業補助金というものを受けまして消費者生活相談員等レベルアップ事業といたしまして北海道消費者協会主催の通信講座及びスクーリングに町の担当職員2名が参加する費用として追加補正するものであります。

款8土木費ですが、これは48ページから49ページをお開きください。項2道路橋梁費、目3道路橋梁新設改良費の177万1,000円の増額補正ですが、町道整備事業におきまして工事請負費の労務単価アップ分という形で国道240号線の改良工事に伴う町道107号線の線形変更のための…。労務単価のアップ分の増額と国道240号線の改良工事に伴う町道107号線の線形変更に伴う町道用地の購入費用、労務単価アップ分と町道用地の購入費用の追加というものになります。

項4住宅費、目1住宅管理費につきましては50ページから51ページのほうをお開きください。町営住宅整備事業におきまして、これも労務単価のアップ分としまして工事請負費に37万8,000円の増額補正をするものであります。目2住宅建設費につきましては町営住宅等建設整備事業の工事請負費におきまして、同じように労務単価アップ分としまして81万円の増額をお願いするものであります。

款9消防費、項1消防費、目2災害対策費につきましては、これは無線局の定期検査について必要でありましたことから、その流用もとへの補正として5万4,000円の増額。それから無線技士が今現在庁舎内ですが現在1人しかいないということで、養成講習に参加させる経費を2人分として5万2,000円の追加補正となります。

次、款10教育費、項1教育総務費につきましては52ページから53ページをお開きください。目4語学指導助手招致事業におきまして、冷蔵庫が使用不能になったため入れ替え経費として14万9,000円の追加補正であります。

次に、項2小学校費、目1学校管理費ですが、54ページから55ページをお開きください。小学校施設整備事業におきまして、これも労務単価アップ分といたしまして小学校施設整備事業の工事請負費に37万9,000円の増額をお願いするものであります。

次に、目2教育振興費は、ライオンズクラブからの指定寄附金10万円がありましたので、それに係る財源内訳のみ補正となります。

次に、56ページから57ページをお開きください。項5保健体育費、目3学校保健費ですが、これは申し訳ないのですが当初予算計上漏れでフッ化物洗口用、洗い口用のボトルの洗浄管理手数料として5万9,000円の追加となります。

目4学校給食費につきましては、給食センターの備品、コンベクションオーブンの故障によりまして新規購入といたしまして158万8,000円の追加となります。

それでは歳入のほうをご説明いたしたいと思います。4ページから5ページのほうをお開きください。款13国庫支出金、項1国庫負担金におきましては目1民生費国庫負担金として更生医療給付費として対象経費の2分の1といたしまして115万円の増額となります。

項2国庫補助金につきましては目1総務費国庫補助金といたしまして、ふるさと定住促進事業に係る社会資本整備総合交付金としまして92万円の増額となります。

目 2 民生費国庫補助金につきましては、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金事業に係る全額について合計 2,321 万 3,000 円の追加補正となります。

次、目 4 農林業国庫補助金につきましては、歳出で説明しました重複計上によるもので 4,096 万円の減額となります。目 5 土木費国庫補助金につきましては、社会資本整備事業としまして住宅費における工事請負費の増額補正に伴う 59 万 4,000 円の増額となります。

款 14 道支出金につきましては、項 1 道負担金におきまして目 1 民生費道負担金として更生医療給付費として対象経費の 4 分の 1 として 57 万 5,000 円の増額。

項 2 道補助金につきましては目 4 農林業費道補助金、節 1 農業費補助金としまして経営体育成支援事業費は、対象事業費の全額といたしまして 1,890 万円の増額。経営所得安定対策直接支払事業につきましても端数を除きました全額について 140 万円、それから北海道多面的機能支払事業についても事業費分の 20 万円の追加補正となります。また、節 3 林業費道補助金につきましては地域新エネルギー導入加速化事業につきまして対象経費の 2 分の 1 といたしまして 280 万円、小規模治山事業に対する地域づくり総合交付金としましては対象経費の 2 分の 1 としまして 538 万 4,000 円を見込んで追加補正といたします。

目 6 商工費道補助金は、消費者行政活性化事業補助金として対象経費の全額 16 万 8,000 円の追加となります。項 3 道委託金、目 1 総務費道委託金は、商業統計が経済センサスとあわせて行うことによりまして増減で 10 万 6,000 円の減額となります。

目 3 の農林業費道委託金は、道営事業補助監督業務として 12 万 2,000 円の追加で農業総務費の給与費の財源として充当させております。

款 16 寄附金、項 1 寄附金ですが、目 2 総務費寄附金につきましては、ふるさと納税 2 万 9,000 円を増額し、ふるさと応援基金積立金に財源充当しております。

6 ページから 7 ページのほうをお開きください。目 3 農林業費給付金につきましては津別ライオンズクラブからの寄附金 250 万円で、21 世紀の森の整備に充てたいとの指定寄附でありますから、地域振興基金に積み立てておくものであります。目 4 教育費寄附金につきましては、ライオンズクラブから教育費指定寄附 10 万円、ロケット授業の財源として充当させていただいたところです。

款 17 繰入金、項 1 基金繰入金は、財政調整基金につきまして今回の補正の一般財源の不足分として 854 万円の増額、地域振興基金からは、ふるさと定住促進事業に係る財源不足分に充当する繰入れで 128 万円の増額。土地開発基金につきましては財産管理費におきます旭町営林署官舎跡地、それから道路橋梁新設改良費における町道有地の取得に係る繰入で 166 万円の追加となります。

款 19 の諸収入ですが、項 4 受託事業収入、項 2 農林業費受託事業収入において農業委員会事務局費における農地中間管理事業として対象経費の全額 45 万円の追加となります。

項 5 雑入、目 6 雑入につきましては、議会費等における臨時職員の雇用保険料の個人負担分として 1 万 8,000 円の増額。企画総務費における地域おこし協力隊の車両事故に対する保険金、事故共済金として 70 万円の追加。あと、特養いちいの園のほうに 3 カ月間職員を 4 人ほど派遣したことに対する法人からの負担金といたしまして 231 万 6,000 円の追加。その他としまして交通安全推進費におきます交通指導員制服購入に対する助成金、これは 2 万円ほどありますで、その分を追加とさせていただくものです。

それでは議案の補正条文にお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました補正内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理いたしました第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

以上、内容について説明いたしましたので原案を承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2 番、白馬康進君。

○2 番（白馬康進君） 歳出のほうで 1 点だけお願いしたいと思います。ページ数は 43 ページですけども、再生可能エネルギーの推進事業についてちょっと聞きたいところがありますのでご説明願いたいと思います。

この件につきましては、もう既に津別町森林バイオマス熱電利用構想の構想たるものが我々のところにも届いておりまして見ました。この構想については既に町長も積極的に推進するということで先般の質問の中でも答えておりますから、このことに対

しての取り組みでないかと思えます。

そこで、再生可能エネルギーの事業の関係でありますけど、この事業については既に丸玉さんも単独というか推進をして供給をしていきたいということで、24年度から独自で熱電の開発をしてやっておりますから、それらを利用していくのかなということでありますけど、そこで聞きたいのは今回事前調査費を含めまして567万4,000円の予算を組んでいますけど、先ほどの伊藤担当のほうから言いますと、今回の経費はこの導入にあたって、実際に導入にあたっての経費をすべて見込んだ経費であるということで、そういう説明もあったわけですけど、決してそんなことにはならないなと思えますけど、事前調査費として私は特に大きいのがコンサルタントに頼む378万でありますけど、それでこの事業を推進するにおかれては、これは今年度コンサルタントに頼んで事前調査して、どの程度の経費がかかるのかということで、もろもろこの調査内容というのは、もう少しちょっと具体的に説明してほしいと思えます。

それから目標年次はどの程度に置いているのか、来年なのか再来年になるのか、そのことで果たしてどの程度で目標年次、導入年度を押さえているのか。

それと、これは私は場合によっては相当の経費がかかるのではないかと思えます。これはやることにおいては十分理解できますけど、これらの経費によっては当然起債だとか補助事業も充てていくのだと思えますけど、この経費によってはある程度本当に進められるのかどうか、その辺の考え方もひとつ教えてほしいと思えます。

それと、この構想については既に事業計画案というのですか、事業計画を立てておりますけど、例えばステップ1、ステップ2とかって段階的な計画も立てているようでありますけど、それらは1回も説明を受けていないのですけど、この機会にその辺の計画の進め具合というのですか、そういうこともひとつ教えてほしいと思えます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 小南産業振興課参事。

○産業振興課参事（小南雅誉君） ただいまのご質問についてご回答いたします。今ご指摘がありましたとおり津別町森林バイオマス熱電利用構想の内容についてですが、本町では平成24年度に森林バイオマス利用推進協議会を設置いたしまして、熱電構想を策定したところです。構想は、およそ10年間で木質バイオマスを中心とする再生可

能エネルギーを活用したまちづくりを目指していくというものでありまして、今年度より構想に基づき着手してまいるといふ考えであります。

具体的な内容になりますけれども、今お話がありましたとおり津別単板協同組合の発電施設による余剰熱を活用して70度から80度に温水を温めまして、それを認定こども園などの施設まで循環させることで暖房等の熱エネルギーとして活用する、そういったシステムをつくっていくというように考えております。熱源は津別単板協同組合の木質バイオマスボイラーによる余剰熱になりますので、環境には負荷をかけないということと、かつ供給先の暖房経費に大幅な削減が図られるものと考えているところであります。そのような取り組みを進めるにあたりまして調査していかなきゃいけないという内容が、考えられます内容といたしましては、熱エネルギーがどのくらい必要なかということと、それに対する供給量、またそれをその受給量に応じた熱交換器の規格ですとか熱エネルギーを供給する配管の規格であるとか設置方法、そういったものを整理していく必要があるということで今回事前調査として予算を計上させていただいたところであります。

事業内容は非常に専門的な分野になるということもありますので、専門のコンサルタント等に委託調査を実施して今言った内容等を整理して計画をつくっていく必要があるというふうに考えております。

目標年次は、構想自体は10年間という計画になっております。10年間を通して冒頭に申し上げましたとおり再生可能エネルギーを活用したまちづくりを目指していくという内容になっております。当面は熱利用を重点に考えまして進めてまいりたいというふうに考えているところです。電気の利用に関しては、なかなか北電さんとの調整もありますので簡単には進まないというところもありますので熱利用を重点に今のところは進めていきたいというふうに考えております。

今回のコンサルタントの委託によって実際どのくらいの経費がかかるかということ整理していったら、今後の計画をつくってまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 今小南参事のほうから説明を受けましたので、内容的にはわかりました。こういう大筋ですけど内容的にこう進めるのかと。

それで、実際に調査した結果どのくらいの経費がかかるかというのはその調査の結果が出ないとわからないのですが、これはやはり、とりあえず手始めに認定こども園に電気じゃなくて熱の供給を図りたいということですけど、これ最終的には、もし採算が合えば電気のほうもそういうことも考えているのかどうか、その辺をちょっともう一回聞いておきたいと思います。

これ丸玉さんも協同組合等で官民でやっているのは、これボイラーをやっぱり出力4,000万キロ発電を行ったあと途中で電力の90%を丸玉工場で賄って、また協議会の計画では発電力を4万4,700までということでボイラーをまた大きくして施設を改良していると思うのですね、そういうことでやっているわけですけど、これ町がもし供給をしてもらうとなれば、この辺の関係は今の既存のボイラーというか、規模の中でこれからはやっていけるかどうか、その辺もちょっと聞いておきたいと思います。

それと、私は大きな投資をしていくと思うのですよ、このことにおいては。これはやはり投資効果というものが果たして手始めに認定こども園だとか、そういう所には引っ張るのだと思いますけど、これはまだ配管の関係もあるだろうし、いろいろとその部分でもかかるとは思いますけど、将来的には特養だとか公共施設にも引っ張りたいと町長もこの間の質問で答えていましたけど、そういうことも考えているのかどうか、その辺も見通してやっているのかどうか、そうなるやはりこれ金のかかることですから丸玉さんが無償で供給してくれるはずはないと思うのですが、この辺の採算性もきちっと投資の分と考えてやっぱりやっていかなかったら、やっぱりこれこそ費用対効果というものが出来なかつたらだめでないかと思えます、私は。だからこれは調査の結果にどういうふうな形が出るかわかりませんが、その辺もきちっと見極めて私は本当に進むのかなという感じもしていますけど、やることにおいては私は十分理解していますよ、今の時代ですから国もこうやってバイオマスやっているところですから、こういうのはやることはいいですけど、それらもきちっとしていかなかったら。先ほど参事の話では10年間を構想期間としていると、これは10年間をある程度見通してやるということですね。それなりのやっぱり期間をかけるとなれば、もう少

しきちつとしたものが出てこなかったらだめでないかと思えますけど、その辺を再度答弁してください。

○議長（鹿中順一君） 小南産業振興課参事。

○産業振興課参事（小南雅誉君） まず電気の関係になりますけども、電気の利用についてですが津別単板協同組合さんで発電しています電気を町内の公共施設等で活用できるようになれば、それはエネルギーの地産地消となりますので再生可能エネルギーを活用したまちづくりというふうには非常に大きく近づいていくというふうに認識をしております。津別単板協同組合で発電した電気を購入というか公共施設等に活用していくためには、津別単板協同組合さんが北電と協議、調整をしていく必要があります。それは送電線を活用するとか、そういったことがかかわっていきますので、そういった電気が販売できる体制に整備されるということがまず前提になってきます。発電量としましては年間で平均しますと、今のところ 4,700 キロワットの発電量に対して 3,800 キロワットは工場で使用していて、400 キロワットほど北電さんに既に売電しているというふうに聞いております。ですので、余剰の電気はそれなりにあるというふうに聞いておりますので、それを津別町の公共施設等で購入できる体制を整えればそういうところに活用していくということは熱量とあわせて協議を進めて行きたいというふうに考えております。

次に、利用先の関係になりますが、ご指摘がありましたとおり、まだ経費に関しては幾らかかるかというのは、まだちょっと正確には把握はできていないのですが、認定こども園だけに供給するというだけでは投資コストは確かに全然及ばないというふうに考えております。今検討している内容としては、その沿線、認定こども園までの間にビニールハウス等の農業施設に熱を供給することで通年した施設園芸栽培に取り組めないかということで J A つべつさんと連携をしながら今進めているところがあります。また、将来建設予定であります特別養護老人ホームがありますので、そこへの供給ということも候補地として検討しているところです。熱利用は通年してずっと供給されることとなりますので、暖房等だけではなくて通年して使えるような設備とか施設が非常に重要であるということは認識しておりますので、その辺に関しては津別町の今津別町の各関係団体、また道、国の関係機関で森林バイオマス再生エネル



ギー利用推進協議会というのを設置しておりますので、その協議会で十分検討しながら進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 今の参事のさらなる質問の答弁で、内容的にはそういうことであるのだなということわかりました。それで、やっぱりさっき参事が言ったとおり投資効果が、どのぐらいかかるのかわかりませんがやっぱり投資効果に値するようなものをしていかなかったら、認定こども園はいいし、聞くところによると、うちの前の特賃のほうにも熱を供給するという話も聞いているし、とりあえず手始めにそういうところからやると、やれるところから体制を整えば熱エネルギーの供給をしていきたいという話もありますけど、電気となれば、これまだちょっと私素人ですけど今丸玉さんも確かに余剰電力は北電に売っていますけど、これ電気をやっぱりするとなったら相当丸玉さんとの協議をしていかなかったら私はさっき最初に言ったとおり、やっぱり施設規模もやっぱり拡張しなかったらできませんとなったらそれまでですよ、やっぱり。丸玉さん独自でだって拡張して金出してやっているのだから、町がやっぱり供給してもらえば、やっぱりそちらのほうのことも考えていかなきゃならないと思う。それと採算性ですね、私に言わせれば。そういうこともきちっとやっぱりしていかなかったら、これはただ進めるということは大変構想としては立派な構想ですけど、これは実現していくのだったら私は簡単なものではないかと思います。私たちは全くのこんなもの素人ですから聞いているのですが、内容的には今日、今教えてもらいましたけど、そこで町長に申し上げますけど、私はこういう大きな事業を10年の期間を通してやるのになぜこんなものだけ送ってきて、今日私はたまたま説明を聞いたけど、私はこういう事業こそもう少し全員協議会できちっとしたことを、やっぱり議員さんの説明を受けて、我々が受けるのですが、そして町民にもやっぱりこういう事業をやっているのですよということを知らしめるために、やっぱり全員協議会でこういう大きなものを取り組むというのは当然じゃないですか。今まで合宿だ、認定こども園だって何回やりました？あれ、何回やりました？このことについて何もあれしないうでただ予算だけとってやるなんてことは町長私はおかしいと思いますよ、こんな単

年度でやる事業でなくて、こんな大きな事業に取り掛かるのに全員協議会にかけて、もう少しきちっとした専門の担当が道から来ているのですから、その人たちの考えも聞いて本当に進むのか進まないのかというのも、これはひょっとしたら話だけで終わるのかなと思っていますから聞いているのですよ。現実には進むと思いますよ、調査費をかけるのだから、事業費もかけていくのだから。それらも含めてやっぱり一年一年きちっとした計画をもっていくのなら、やっぱり町長、全員協議会にかけるときもをもっていなかったら私はおかしいと思いますよ、はっきり言って。あまりくどくどやりませんが、そのことも含めて再度教えてください。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 今ご質問ありましたまず前段の部分でありますけど、投資効果等、後段の部分とも関連してくるかと思いますけども、投資効果さらには丸玉さんの電気の関係ですけれども、今回この熱電利用構想を作成したのは、議員ご承知のとおり愛林のまちであるということでバイオマスの関係についても早くから取り組んでいるというふうに認識をしております。その上で津別町でこれ以降、可能なエネルギーの利活用について構想をつくったところです。この構想は構想でありますからすべてをやるということではありません。今回 26 年度予算で今回調査費を計上させていただいたのは、構想の中の一部として認定こども園が今回 27 年からオープンするということもありまして、そこに熱電をうまく利用できないだろうかという構想の一つを実現するための調査であります。その調査結果をもって、先ほど言われましたように全体事業費も見えない中でそれを進めるという方向で検討はしておりますけども、事業費も見えない中であります。具体的な数字がまた出てくれば今年の調査の中で具体的な数字が出てくれば認定こども園に進む、整備する内容等について当然それは議会ともご協議をしなければならぬと思っていますし、この構想の中のすべてをこれから進めていくのだということではないです。そういうことではないです。この構想を一つ一つクリアしていくために、まずもってこの認定こども園に熱を供給したいと、その調査を 26 年度の予算でさせていただきたいということでもあります。その方向が見えてくれば当然議会のほうと、全員協議会になるのか所管の委員会になるのかはあるかと思いますけれども、その内容について具体的な内容を協議させていただくという

流れというふうに担当としては考えております。

まずもって一番大きいことは、熱電を利用するにあたって津別においては丸玉産業さんがもう既に施設を持っているということが非常に大きいと思います。これはどこの町村といいますかにも負けないといいますか、すごく前提条件が整っているということになります。この施設を町がつくって熱電を利用するというのであれば、到底莫大な費用がかかりますので、そこで丸玉さんがそういう施設を現にもう持っておりますし、その丸玉さんの余熱、余っている分と言ったら丸玉さんには失礼なのですが、その余熱を有効に活用したいという構想のもとで進めておりますので、具体的な、繰り返しになりますけれども具体的な内容が詰まれば、また都度議会のほうともご相談をさせていただいておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 私のほうからもちよっと一言付け加えさせていただきたいと思います。担当の課長のほうがご説明申し上げましたけど、基本的にはそういう流れかというふうに思っております。私どものほうでは町長自体もこの構想を立ち上げてどのようにしていくかということで、やっぱり津別町の庁舎内の中にはそういう職員がいないということで道にお願いして職員の派遣をしていただいた。この利用計画をどのような形で実施できるかどうかというのが今回からのスタートした部分であります。これ皆さん方のほうに我々がノウハウもない段階で金額や規模もわからないし、どのような形でどのようにしたらいいのかさえわからない状況の中で出していくこと自体は、私はそれは非常に行政側のこちらのトップに立っている側としては不本意な話になってくるのではないかと思います。当然調査を行って、やっぱりそういうプロの人たちの皆さん方の意見等をまとめた調査資料を基に、そうしたときにすべての経費の問題だとか、いろんなことが出てくるのだらうと思います。そういうことを受けて議会側の皆さん方と協議をさせてもらうというのは、私は基本的なプロセスではないかというふうに考えておりますから、それは白馬議員のほうとは若干のニュアンスの違いはあるかもしれませんが、私たちはそのように考えて今回提案をさせてもらっているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 全員協議会にかける、かけないというのは、この間、この問題ばかりでなくて毎度、時々いろんなテーマで出てくるわけですが、どれをかけたどの時点から全員協議会にかけるかというようなことは、これからも多分これに限らずまたいろいろお考えそれぞれおありかというふうに思いますので、議員のほうとも調整をさせてもらいながら、どこで、どうしていくかというのを引き続いて前回も議論している経過もございますので、進めさせていただければなというふうに思います。

あと、議員のお話の中で議員の前にそういう管を走らせるというのは始めて聞きましたので、そういうことは多分まだ具体的にはなっていないのだというふうに思います。

それから、ご承知のようにこのところずっと新聞報道でもされていますけれども、2016年、来年、再来年には電力の自由化がされるということになっています。そのあと2020年には発送電が分離されるという流れも出ています。そういう中で今丸玉さんがつくっている電気をやはり北電さんも生き残りをかけていますので、そういう自分たちの送電網を使って幾らお金をもらってどうこうするということは、いろんなエネルギーがどんどん発電施設、太陽光も含めて出てくる中で、お金の問題としてのいろんなやり取りも出てきていますので、そういう中でどの電気だというのは特定できないですね、これは丸玉さんの分で、これは北電の分で、あるいはこちらは違う人の分ということが一つに入りますから、出している部分を計って、これだけが津別の分に入っているんだよという、その目安みたいなことになるのだろうというふうに思いますけれども、そういう一番問題なのは、今ネックになっているのは送電網が利用させていただけなければどうにもならない状態ですので、それが今2020年までに国が分けていくというようなことをやっていますので、そういう流れも踏まえて電気のほうは進んでいくことになると思います。とりあえず今使えるのは、熱は使えるということですので、それではそういうものをしっかり地域の中で使えるものなら使っていきたいということですし、実際につくっている丸玉産業さんからも、町のそういう取り組みについては全面的に協力をするようにというお話も出ていますので大変ありがたいことだというふうに思います。

そういうことで、一つ一つこれから進めてまいりますので、全員協議会でどこの時点で皆さんとまた協議をしていったほうがお互いに認識度が高まっていくということになりますので、後ほどまた協議をさせていただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 5 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 歳出の 13 ページ、ここで地域おこし協力隊の車両用の燃料代 70 万 1,000 円を追加しておりますけども、この燃料代 70 万 1,000 円というのは額にしたら相当大きいのではないかと思います、何かこの地域おこし協力隊の事業内容が変わるのか変わらないのかわかりませんが、どういことなのかお伺いしたいと。

それから、この地域おこし協力隊の相生に入っている隊員につきまして町民の中でもいろいろくしゃくしゃしているうわさが出ておりますけども、社長である副町長、そのあたりどういことなのかわかっていけば答えられる範囲でお答えしていただきたいと思います。

それから、43 ページの再生可能エネルギー推進事業、白馬議員からもいろいろ質問があったわけなのですが、協議会で利用構想をつくられてポツと渡されて見てくれと。そういう形できたというふうに認識しておりますけども、先ほど副町長の言い方は少し遺憾であるなど。やはり町の負担が伴わなければ協議会だけの負担でやるのなら全然お構いなしなのですけども、今後恐らく町が相当かかわってこれを進めると、10 年で進めるという中からすると、やはり丁寧な説明を、協議会でこういう構想をつくったと、それを事前に丁寧に説明するのが会長である副町長の役目でないかなと、そういうふうに思いますが、これについてもお答えをいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 13 ページの地域おこし協力隊の補正ですが、先ほど全体の予算の説明でも若干したのですが、これは協力隊員の車両事故に係る修繕費へ流用していた分の流用もとへの補正ということで、これはこの分修繕費として支出しましたので、ここの燃料から流用しているの、そちらのほうに戻すというか補正するというご理解ください。

なお、歳入につきましては端数入れたのが70万1,000円になるのですが、歳入のほうでは70万ということで保険金入っていますので、その分の補正ということでご理解をください。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 2点ばかりございましたけども、協力隊員が入ってちょっとぎくしゃくしているというようなお話があって、どういうことかというようなことだというふうに思います。苗字だとか名前のほうはちょっと控えさせていただきたいというぐあいに思いますけれども、昨年6月から一斉ではなかったですけども相生の分については3名の方が入りました。そして道の駅といいますか相生振興公社を中心として、あそこの手伝い業務をあたっていったという状況でございます。ただ、基本的にはあそこを中心といたしますけども、すべての部分について全日程といいますか1週間でいえばほとんどの時間をあそこで過ごすということではなくて、相生地域の手助け、それから活性化を図るために、そういうような意味合い等も含めて入ってきたところでございます。ただ、そう言いましても、入ったところから現実にはそば打ちだとか、それから豆腐づくりですとか、そういうことに個々にかかわっていた部分がございます。そんな中で、3名のうちの特に1人ということになってきますけれども、その部分がどうも地域のというか、ほかの今まで働いていらっしゃった方となかなか折り合いがつかないというようなことで、言葉使いですとか、ちょっとさまざまなことが起きてまいりました。この部分については、私どものほうも一定の聞き取りをしながら進めてきたところでもあります。本人とも私のほうもちょっと話もさせてもらって、注意するところは基本的には注意をしてきたところござい

す。

それから派遣元ということになりますけど、NPOのまちづくりセンターのほうとも実は協議もしながらまいりました。今現実には今の段階では週大体2日、多くて3日というようなことで当初入ったときとは日数が少し違ってまいりましたけれども、そんなような状況の中で今ございます。

これらを受けて、そういうことをやってきたのですが、その中でも少しこういういろいろハレーションが起きて今日に至ったということでもあります。ちょうど来週、月曜日になりますけれども、まちづくりセンターの担当者がこちらのほうに来られて私のほうと、それらを含めた今協議をさせてもらうというようなことにも今なっているところでございます。具体的な中身についてはあまり触れませんが、一応そんなようなことで今対応も含めて図ってきているところでございます。

それから2つ目のバイオマス等の関係でございます。これは町の私のほうが先ほど白馬議員に対してお話を申し上げたのは、基本的にはやっぱり計画をつくったり何かするというのは基本的には行政側、こちら側のやっぱり責任に基づいてそういう計画も立てていくということになろうかというふうに私自身はそういうぐあいに思っております。それは基本的にお金がかかるものとかからないもの、場合によってはあるかもしれません。金額のまた少ないものが多いものというのは、これは当然あるかもしれませんけども、やはりそういうことをしていかなければ我々自体も責任を持って説明でき得る状態というのにはなかなかならないということだというふうに思っています。ただ、この部分については今回この議会の中で提案したばかりではございません。先の委員会の中で、所管の委員会の中でも一応この部分については説明をさせてもらいながらこの議会に臨んでいるということでございます。ご指摘のあった部分については私も言い方含めて反省するところは反省させていただきますけども、基本的にはそういう流れの中で今回提案させてもらっているということだけをご承知をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 地域おこし協力隊についてはちょっと説明のほう及早口で私

も聞き取れなかったので申し訳なかったところです。この地域おこし協力隊、どういう身分で地域のほうに配置されているのかどうか、大体役場の職員、恐らく役場の職員という身分で行っているのではないかなというふうに私は認識しておりますけども、そういうことであれば雇う側の町長の責任も当然職員の身分であればそれあたりの教育含めて当然責任が出てくるのではないかと、そういうふうに思います。やはりせっかく地域、何とかこういう形で入って何とか活性化含めてやっていきたいという形が相当ぎくしゃくしているということで、あそこの道の駅の中も今後どうなるかわかりませんが、できれば、だめであれば入れ替えとか、そういうことも考えるべきじゃないかと思いますが、再度お聞きをしたいというふうに思います。

再生可能エネルギーにつきましては長期的な構想でもありますし、当然津別としては進めるべき事業だというふうに思いますが、やはり我々も住民から聞かれてわかりませんということになりませんので、やはりそのあたりも踏まえて、そちらの考えもあると思いますけども、やはりそれぞれ事業を進めるにあたっては税源も必要ですし、やはり全体的な構想をきちっと説明して大体こういう目標でいくんだと、そういうことを説明すべきじゃないかなと思いますので、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 地域おこし協力隊の身分の関係がありましたので、私のほうでその辺の制度導入しておりますので説明したいと思います。地域おこし協力隊員につきましては非常勤特別職という形をとっております、そういう意味ではある意味金額というか報酬だけということで、本来であれば時間とかそういう制約はないのですが、そういうことではなくて、うちは非常勤特別職としながらも別に労働規則をつくりまして、その規則の中で月間、地域おこしのための時間を 160 時間以上働いてくださいという形をとっております。実際導入してきて入ってくる人たちにレクチャーする中では、ある意味3年という期間についてはこれだけの保障をします、その間に地域のために働いてもらって、最終的にはそこで起業するなり就職するなりという形で地域に根付いていってほしいという形のものをお願いしているところであります。それで先ほどちょっと入れ替えという話もありましたが、実際問題、先月も私のほう直接話していますが、あなたたち何かありましたら入れ替えというか、こち



らのほうから切ることもありますし、切るという言い方は申し訳ないのですが、こちらのほうからやめてもらうこともありますし、そちらのほうで雇用が続かないということがあればやめるということも言っているところではあります。ただ、やはりいろいろ職員5人入って来て、これはちょっと人の性格とかそういう話、先ほどの議員からの話に通ずるかと思いますが、やはりいろいろな所から来ております。人それぞれいろんな性格を持っておりまして、やはりそこそこでうまくいったりいかなかったり、これは相生だけではなくて上里もそうなのですが、やはりそういうところでいろんな個々の人ですので、うまくいく、うまくいかないというのは実際に起きているようです。それで相談事も受けたりもしているところです。

ただ、基本的に先月も話したのですが、まずあなたたちは地域とうまくやっていたらいいんだよという形を集めて話をさせていただいているところです。今後まだ1年、一番早く入った人でも1年たったところですので、まだまだ長い目で、そんなに急がないで地域と仲よくやってほしいという話を5月の段階でさせていただいているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今所管のほうからそういう話がありましたけども、私のほうからもあえてちょっと言わせていただければ、まずければ採用といいますか雇用を打ち切るということも、これは当然そういう話もしてきているところでもあります。ただ、そう言いながら私どものほうで採用してきた経過というものがありますから、これをすべて無にするということにも当然いかないだろうし、ただし現場の相生は相生地域のそういう状況もございますから、それを受けて来週の段階でも派遣元ともそこは協議をしていきたいというぐあいに思っているところでもあります。

それからバイオマス関係でございますけども、基本的に昨年の3月時点では最終的に熱電での利用構想の部分についてでき上がった段階で2月であったかというぐあいに思いますけれども、この産業福祉のほうの委員会では間違いなく説明をさせていただいているというぐあいに思っております。今回の書類に基づいて今回の利用計画に基づく今後の方針の部分について予算化をして具体的なものをどのようにつくって

いくかということでも予算提示をさせていただいたわけですが、一連そういう流れで私のほうはきているというふうに思っております。ただ、これを先ほど町長のほうから答弁があったとおり、所管の委員会では話をしているのだけでも仮に全体でどうなんだということになってくれば、この間言われてきた委員会と全員協議会の問題だとか、これがまだまだ私どもはまだ整理が最終的にはついていないのかなという気がいたします。これらについて町長が答弁されたとおり、やっぱり今後のあり方を含めてそれはやっぱり整理がつけば、そのルールに乗った中で私どものほうも提案の仕方だとかプロセスがまた違ってくるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 地域おこし協力隊については我々も期待しておりましたし、地域としても相当期待をしてきた事業ではないかと思えます。3年たった後、よかつたなというふうにぜひやっていただきたいというふうに思えます。

先ほどもちょっとお聞きしましたが、相生の3名についての町のほうからどういう役割であそこに配置をしたのか、ちょっと説明がなかったように思いますが、相生道の駅を任せると言ったのか、地域おこしのもろもろのことについてやってくれと言ったのか、それあたりについてちょっと間違えると困りますので再度お聞きをしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 答弁漏れていまして申し訳ありません。導入時にご説明したとおりのことを隊員にも話しています。というのは、一つは、あそこの公社であります道の駅、公社で経営しています道の駅を主体とした産業というか、あそこが核となる地域を存続するための事業についてやってほしいというのが1点。

もう一つは、保健福祉課のほうから出ています地域の包括的な支援についてやってほしい、この2点が主であります。

その中で特に道の駅のほうにつきまして、そちらのほう極端に言ったら専門になっている方については最終的にここを本人自体もその気持ちなのですが店長というのか、ある程度任せられるような立場になっていけばいいなど、そういうふうになっていっ

てほしいという形も、言ってみれば隊員の時期を過ぎた後に、そののところにそのままいて就職できて、ここの経営に参画するような形になっていくということが一番いいことですので、そういう道もありますよということの説明はしているところです。

そこをすぐできるというのは大きな間違いですよという話も実際にしているところです。その辺は勘違いしないようにということで指導していきたいというふうには考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今のちょっと部分で主幹のほうから話がありました。私も会った段階で、店長という言い方したかどうかちょっと記憶ありませんけど、やっぱり責任者になれるような、そういうことでぜひ頑張ってもらいたいよという話を私のほうから口で言った記憶含めてございます。ただ、それはその後本人と話をしたのは、そういう立場で頑張っていることは周りの人たちがやっぱり評価をしてくれなかったらダメですよ。自分がやりたいと思ってもそうはならないですから、きちっと周りの人ときちっと協議をし合って、できて、あの人ならこのトップでいいよねと。やっぱりこういうことが評価をするのは自分じゃなくて周りの人ですよという話もこういう話もさせていただいてきたところでもありますけども、なかなかちょっとそこら辺が受けとめてまだもらっていないのかなというふうに思っているところでもあります。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからも聞き及んでいる中で、私としてどんな感じで受けとめているかということもちょっと付け加えさせていただきたいと思います。議員もご承知のように九州に湯布院という町があって非常に優れた観光の取り組みをやっています。以前、溝口薫平さんという出身人物の本を読んで向こうにも行った、個人的にも行ったことがあるのですが、そのとき言われていたのは、やはり新人類と旧人類というお話をされていました。ずっと住んでいる方とよそから入ってくる方との何かを進めるにあたって折り合いがなかなかつかないというようなことが一番問題ですよねということで、それは乗り越えながら今なっているのだというふうに思いますけれども、今の相生を見ていて正しくそういう状況があるのだなというふうに

感じています。

地域おこし協力隊の方もこの方ではありませんので、道外の方ですので、やはりいろんなここに来るまでに職種を経験してきました。そうすると、その人から今の働いている職場を見ると納得がいかない部分というのが当然出てくるのだと思います。改善策なんかも自分流につくって、それを副町長から見せてもらいましたけれども、大変すばらしいこともいっぱい書いてあります。食品を扱う者の心得みたいなものが、こうでなくちゃいけないというようなことだとか、いろんな提案事がいっぱい書かれています。ただ、そのことが非常に一緒に働いている人たちにストレートなものの言い方になっているんだなとういことを感じていますので、そのこのところがいい感覚を持っているというふうに思っていますので、上手にいけば非常にいい形になっていくだろうと双方にとって。そんなふうに考えていますということで付け加えさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 13ページの地域おこし協力隊の関係で、ちょっと関連で私からも申し上げたいというふうに思います。この関係については、早くに職場的にいろいろ物議があるということは聞いていましたけども、それで5月の総務委員会で頭出しでいろいろ話を聞いているということで、事後報告をしてもらうように私は言ったと記憶しているのですが、6月の委員会にも報告は何もなかったと。当初私この問題ではいろいろ質問をしましたけども、当初予算の段階では大きな成果が期待できるかなというふうな説明だったし、非常勤特別職の肩書についても行き過ぎでないかと、賃金雇用や委託やいろんな方法はあるというふうなことだったけど、本人に意欲や何かを持たすということで、こんなようなことになったのですけども、やはり肩書の問題や町の示唆を含めて本人が増長する原因になったのではないのかなというふうに思いますので、まずその点についてどうなのか聞きたいと。

次には、委員会で指摘した後、山内議員との答弁と重複しない範囲で町はどのような対応をしたのか要点について明確に話をいただきたいというふうに思います。それによって協力隊員が来る前とその後、売り上げが落ちているという話も聞いています。この辺の比較について現状の把握できる範囲でお話をいただきたいと思います。

次に、職場がこういうふうに非常に乱れているというか、いろいろ問題が発生しているということは、この職場の指揮命令系統はどんなふうになっているのかと。本人の言動ではいろいろ私が将来は責任を持ってやるみたいなの、そういう不穏当な発言や何かもあるというふうなことも聞いていますので、やっぱりあそこには土田さんを含めていろいろ指揮命令系統あったと思うのですが、本人もいろんな年齢的なものや何かもいろいろあって現状どんなふうな形になっているか聞いておきたいと。

それともう一つは、役場の現場指示やかかわり度はどの程度なのか。話によりますと相生物産館は十割そばが売りでないかなという私は認識を持っているのですが、二人そばをしれだとか、いろいろ方向転換の話も何かいろいろ聞いてもいますけども、現状を見て今後の活路をどんなふう考えているのか、これについてもお聞きをしたいと。あわせて新商品を開発するのであれば結局経費もかかるし人もかかると。人もいるというふうな形で、中途半端な形では簡単にできるような代物でないということは理事者も含めて我々もそんなふうな認識で思っていますけども、やるのであればそういうふうな体制も組まない、取ってつけたような形の中でそんなに簡単に新商品ができて売れるのならだれも苦労する人はいないのではないかなということで、その辺についても聞いておきたいと。

それと話ですから、これは当たっていないかもしれませんが、何か7月に入ると本人は何か研修に行かすような話も聞いていますけども、もしやらすとすれば研修の目的は何なのかこれについても聞いておきたいと。

それとアルバイトの問題ですが、これ私当初給料が安いのではないのかというふうな話もしたと思うのですが、いや十分に住宅から車からすべて手当でするのでやっていけるというふうなことだったのだけでも、就労後一定期間後アルバイトしていると。これ研修、勉強というふうなこともちらっと言っていましたけども、本人こっちに来て現場研修が最優先しなきゃならんときに、現場研修に派遣するということが十分に地元なり自分の仕事もわからないうちにちょっとこれは早過ぎるし、やっぱり職務専念が第一ではないのかなというふうに感じております。もしこれがアルバイトをしていて研修に出したとしたら逆に研修料をこっちが払わなきゃならないのだけでも、就労賃金をもらっているのではないのかなというふうに思いますけども、この辺

についてもお聞かせをいただきたいと。

とりあえず、今この部分だけについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それでは私のほうから説明できるところだけですがしたいと思いますが、まず実は総務文教常任委員会のごときにご質問あった件で、そのときに同じ5月にまちづくりセンター、支援のほうを委託しているところなのですがそこが来て、そのときに町のほうも一緒に話したいという話をさせていただいたところなんです。その後に事後報告につきましては、そこでこういう形で話したいということで説明させていただいたので事後報告はしていなかったことをご了承いただきたいと思います。

その内容ですが、先ほど山内議員からの質問の中で若干答えたのですが、まずまちづくりセンターのほうからは各隊員たちの方向性についても約1年たったので方向性についての確認、私のほうからは先ほど言ったように地域のかかわり方、あるいは隊員同士の問題、ちゃんと仲良くよと言ったら変ですけども、まずはそこを一枚岩になって地域に溶け込まなきゃだめですよという形を中心に説明というか隊員たちに話したところなんです。そういう形をとらせていただきました。その中でそういうことです。

あと非常勤特別職についていろいろありましたが、最初のごときにも若干説明していたのですが、基本的に隊員たちの自由度と言ったら変ですけども、あんまり縛りつけないよという形を考えてこの制度を入れさせていただきました。各隊員を入れている所、各市町村でいろんな待遇があるのですけれども、その中で先に入れていた所等の状況などを聞きながら、あまり一つに縛りつけてしまうと、その業務だけに終わって、その業務の後しかできない。起業を目指すようなことでありましたら、できるだけ自由度を上げた方がいいというようなこともありまして今回こういうような制度で入れさせていただきましたところなんです。

そういう意味で、先ほど副町長のほうからもありましたが、すべてが全部相生の道の駅の業務ではなくて違うような業務もやっていただいてよろしいという形をとっていただくところなんです。でもアルバイトにつきましては、これちょっと総務委員会のほうにも話させていただきましたが本人の基本的な考え方として、もちろんアルバイト賃も

らうということもあるのですけれども、津別の町のほうの人とかかわりが非常に少ないので、そういう意味では最初こちらのほうに相談があったときには、どこかの企業で例えば1週間に半日とかそういう形で働けないか、そこでその人たちと仲良くなって地域の人と話したいという話もあったのですが、最終的にはコンビニエンスストアのところで、ちょっと空きがあったのでそこでアルバイトさせてくれという話をさせていただいています。

総務文教常任委員会でも話したのですが、その方だけではなくてほかの人でも既にそういう形で許可をとって編集の関係の仕事をやっている方もおります。その辺ご理解いただきたいと思います。

あと道の駅のほうの中については…。

(何事か言う声あり)

○住民企画課主幹(伊藤泰広君) 研修ですか、7月研修という話というのが出ていう話なのですが、実はそういう話もありましたが今のところ実際に具体的にはなっていません。7月にすぐ話として出てきた中では、実は先に上里に入っていた人が今年2月に札幌のホテルのほうで長期間フロント業務を覚えたいという形で研修に行っております。今度別な意味で、これは札幌のほうに観光案内所みたいな所で、今うちの委託、フォローアップに委託している会社のほうで、そういう観光のための窓口になる所で、その所でいろんな接客とかいろんな人が来る場所なので、そこでいろんな人とかかわり方を覚えるのにはいい所ですよ、だれか派遣しませんかという話はきていたのは事実です。それで実際に派遣するとか研修に行くところまでは決まっています。提案は受けています。

以上です。

○議長(鹿中順一君) 横山産業振興課参事。

○産業振興課参事(横山 智君) それでは相生振興公社と申しますか道の駅なり物産館のほうの関係で、売り上げの関係ちょっとありましたので、その関係について私のほうから説明させていただきたいと思います。

相生振興公社につきましては、正式には13年度から道の駅が15年度からですけども営業を開始しております。それで19年度に売上1億円を超えたということになって

おります。これは15年度に道の駅として指定されてから売り上げがどんどん伸びまして19年度に1億円を超えたということです。それが22年度まで1億円を超えました。1億300万ほど22年度あったのですが、今回の協力隊とは別としまして23年度から売り上げが落ちてきているという状況でございます。23年度から9,200万ほど、24年度が8,500万ということで非常に売り上げが落ちている状況で、25年度は今回報告もさせてもらっていますけれども8,360万ほどということになっております。これは今お話が出ている協力隊のことが原因とは、まあ若干あるのかもしれませんが、それだけではないと。非常に昨今燃料の高騰ですとか、いろんな経済状況の中で非常にあそこの通過する車両が減っているといったような状況で、そのようなお客さんの入り込みが落ちているといったことから売り上げも減となっているのかなというふうに思います。

それと新商品の開発の関係もお話ありましたが、これにつきましてもそれは当然新商品開発、なおかつ売れるものと、商品となってその後売れるもの、これを開発するのは非常に難しいことかなというふうに思います。ただクマ焼き、それをやった際にはやはり売り上げが伸びたといったようなことで、なおかつ自社といいますか自分の所で開発したもの、これにつきましても原価等を含め利益率が高いということがあります。仕入れしたものをただ販売するだけでなく、そういった開発したもので自社で生産して販売するもの、これは利益率が高くなるものですから、そういうものを開発していきたいというふうに物産館のほうでは思っています。これにつきましては、あそこの職員の中でもいろいろと構想といいますか考えはあるみたいですので、それについては、こちらは積極的に応援していこうというふうに考えております。

売り上げの関係と商品の開発、これらに商品の開発、売り上げに関連してきますけれども、それは積極的に進めていきたいなというふうには思っていますけれども、議員おっしゃるとおり開発して売れるかどうか、これは非常に難しい問題ですが職員の中にはそういう構想、考えがある者もいますので、そういうことについては応援していこうというふうに思っています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 副町長。



○副町長（佐藤正敏君） 私のほうから指揮命令系統等を含めた、ちょっとそのほ  
うのお話をさせていただきたいというふうに思います。現場に私は責任を押し付ける  
ものでは当然ありません。やっぱり社長としての責任は当然あるというふうに思っ  
ておりますし、そうでなければならぬだろうというふうに思います。ただ、そういう  
状況でありますけれども、今日までの今の状況をお伝えをさせていただければ、やは  
り指揮命令系統については今までも土田さんがやっておられました。今の状況の中  
では現場における指揮ということでは土田栄一さんがということになるかというふ  
うに思います。ただ、土田さんと私のほうでは本当に事あるごとにいろいろ話をさせ  
てもらいながら対応してきたところであります。ただ、3月に働いていらっしゃる方  
との意見等を聞いていっても、もう相生地域に人を求めるということはできません。募  
集をかけてもなかなかもう相生では人いません。それからずっと町内的にも探してき  
たけれどもなかなか人はいないと。これは町長が企業回りしたとおり、正社員であ  
ってもなかなか津別には働いてくれない。これはもうすべてのところで今言えるの  
ではないかなというぐあいに思っております。

そういうところから労働力不足ということで協力隊をこの中に入れてきたというこ  
とは間違いのない事実でございます。そういう中で課題となっているのは、やはり  
この責任者をどのように配置をしていくか、これは土田さんももう高齢というような  
ことで状況がありますから、もう本当にそういう対応をどうするのかということであ  
りました。町長と相談して、できれば今年4月にとということで、それなりの人間をと  
いうことであつたのですけども、なかなかうまくいかなかったというような状況であ  
りまして、他に求めるということになったらどうなるかということになりますと、ち  
よっとお聞きしましたけども、こういう所で働いたら、どんなことがあっても500万  
以上の年収は保障しなかったらだれも来てくれませんというような状況でお話もあ  
りました。そうすると、この売り上げの状況の中からこの500万以上の賃金を払ってな  
んてことは到底あり得ないというようなことになっております。

そういう状況では職員からの登用をできればと、今いる人たちの中からこういうこ  
とを図りたいということであつたのですけども、やっぱり先頭に立つなかなか人がい  
ないというのもこれは現状だろうというぐあいに思います。そして、それなりの人の

人数はいるのですけれども職場内で、ある意味では分業化が確立をしております、この13年間の中でこの者はこの部分、この者はこの部分、そしてそれが他の所に人が足りなかったからといって手伝うというようなそういう状況にはない。今スーパーだとかすべての所は1人3役、4役というのはごく当たり前であって、先日行われた株主総会の中でもそういう指摘が出ておりました。みんながそれぞれ仕事ができるようにならなかつたらこういう組織は回らないんじゃないのということがありまして、そういう話も実はこの間私もさせてもらったのですが、なかなかそういう実態にならないというのも状況でございます。そういうようなことを踏まえて課題はたくさんあります。

それから谷川議員のほうからご指摘ありましたけど、ちょっと十割そばを八割だとかそういう話がありました、これも話がありまして現状では通常60食ぐらいなり70食ぐらいつくっていけばなのですけど、最盛期といいますか厳しいときといいますか、お盆ですとか連休ですとか、そういうところになると180食ぐらいつくっていかなければならない。そうしたら今の人数では足りないから、そういう部分には人をぜひ入れてくれと。そうしなかつたらそばできませんよと、こういうふうな話もございました。でも人がいない状況の中でどうやって解決していくのだということになったときに、二八そばでもそういうことを検討していったらどうなのかということで私が正直言いました、そういう部分で。そういう中で検討していったらどうなのかということをやりたいということを私自身も提案をしてきたところでもありますけれども、現場の中からは、こういうものができましたという報告はまだ受けていません。そういうことをしなければやっぱり省力化を基本的に図っていけないのではないかとこのように思っています。

それから豆腐の部分においても、これ自体は本当に土田さんの奥さんが寝食を忘れて今までずっとやっていただきました。朝の3時から夕方まで本当にひどい安い賃金の中で頑張っていたいただきましたけども、本当にお一人の力ではこれは限界が含まれてございます。ですから豆腐の数量も一定つくれる分を数量減らすなり、売切れたらもういたし方ないだとか、そういうこともぜひ考えてほしいだとかということも私は現場の中でも言うてきましたけれども、ただ、やっぱり今までやってきたことを何とか人

を逃がしたくない、購買力をそのまま何とか保っていきたいという中で今日にまだ至っているというような状況であります。ですから、そういう提案もさせてもらいながら今過渡期といいますかせっぱ詰まった状況なのかなというぐあいには思っておりますけれども、やはりそんなような状況から今日に至っているということでございますので、ご理解をいただければというぐあいには思います。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

休憩 午後 0時 2分

再開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 要点を絞って再度質問したいと思います。

大枠での話はわかりましたけども、いろいろ原因があってやめた人が2、3人いるというふうなことですけども、現在、人員が不足なのか充足しているのか、やめた人の再復帰や何かは可能なのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

次に、例の非常勤特別職の関係ですけども、これだから自由にいろいろほかの所も仕事できるような話をしていましたけども、雇用契約の中でも職外就労については雇用条件に入れれば何ぼでもできるのではないかなというふうに思うのですけども、その辺のとらえ方についてちょっと再度お聞きをしたいと思います。

それと次には、今相生物産館の年間使用料 120 万収入見えていますけども、年々売り上げも落ちてきているという中で、結局町の納付金が同じということは働いている人が骨身を削っていろいろ苦勞しているという話も聞いているわけです。だからこれらは現状に合わせて、この辺の額面的なものについても再度精査をする必要があるのではないかなと。この辺は弾力的に考えた方がいいのではないかなということを申し上げておきます。

それと前の委員会で話していましたが、もろもろ話を聞きますと非常に多くは言いませんけど重症でないかなというふうな感じを持っています。それでこれを修復

するにはやっぱり従業員、働いている人たちの話も率直に聞いたほうがいいのではないのかなというふうに思います。根はかなり深いのではないのかなと。そういう中で相生の行動計画出ていましたけども、協力隊員あちこちに出てきていますけども支障がこれはないのかどうか。それについて伺っておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それでは私のほうから地域おこし協力隊員のことについてご説明したいと思います。雇用契約でもという話がありましたが、昨年1月に全員協議会のほうで説明させていただきましたが、雇用契約という方法もありますという話をさせていただきまして、そうなりますとこの仕事をしなさい、あの仕事をしなさいという形で決められたものやっていると。そういうところで最初のうちはもちろんそれでも問題ないのですが、先に入れたというか協力隊員を入れている所の地域では、それが2年目、3年目になると足かせになってきて、そういう意味ではできる自由度を含めて、特に起業を目指す人、自分で業を目指す人にとっては雇用契約よりもこういう形のほうがいいのではないのかという形で非常勤特別職という形でやらせてもらっているということですのでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（横山 智君） それでは相生振興公社の関係で退職した方がいるということでお話ありましたが、実際私4月から担当していますけども、その間3名の方が私の聞いている部分では3名の方がやめているかなと思います。ただ、このやめた方につきましても4月から他の職場で仕事をしているという方もいるかと思っています。そういうことですからやめた原因、これについて本人から直接は聞いていませんけども、そのようなことで相生に通うことが大変だとかいうことはちょっと耳にしている方もいます。そういったことで勤めている方もおりますし、退職して仕事していない方、この方がどういう条件だったら復職するのかと。それは先ほどから出ている地域おこし協力隊員とのことを言われているのかなというふうには思いますけども、そういう状況でもし何か変化があって、そういった上でも仕事をしたい、復職したいということであれば、これはその状況といえますか判断していただいて、そうい

うことはやぶさかでないかなというふうには思います。

それと使用料の関係ですけれども、これにつきましては先ほどご説明しましたように売上自体落ちてきています。結果的に25年度決算においては初めて赤字ということになっております。そういった上から考慮しないといけないかなということは思いますけれども、これは最終的に結果でありますので、これについては今回使用料という形から納付金ということに変わっていますけれども、これについては実際今4月分、5月分はもらっていませんけれども、株主総会なり出てからちょっと考慮しないといけないかなという点はあったのですけれども、そういったことで一応もらおうと、町としてはもらおうと。その結果に応じて何らかのことを考えようかなと。結果というのは最終決算ですね、これにおいて考慮しようかなというふうに考えております。

あと結果、振興公社についてはちょっと重症でないか、修復は根が深くて難しいのではないかというようなこともありますけれども、これはどの部分を指しているのか明確じゃないのですけれども、はっきり言ってそのように25年度経営の状況が結果的に悪かったということはありませんけれども、これは今までの過去、経営してきた中でいろんな問題、それが決算とともに表に出たのかなというふうに思っています。ですからこれについては、今後一つずつ精査して改善の道を探っていくしかないかなと、そのように考えております。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） すみません、若干漏れていましたので答弁させていただきます。行動計画の件なのですけれども、今回行動計画を策定するにあたりましては、基本的に行動計画の中身をもちろんつくるときから本来業務としてかかわっていただきました。地域やあそこの相生をそのまま地域を存続するための行動計画ですので、その策定のときのワークショップとか、そういうところから参画していただきまして実際行動計画の中では当然中心的な形でかかわることが多くなっているのは事実だと思います。それで相生の地域を守るといふか存続させるという意味でいけば地域おこし協力隊の本当の本来業務だと考えておりますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 谷川議員の質問に関連をいたしまして、ちょっと私のほうからもお話をさせていただきたいというぐあいに思います。重症ではないかというお話もありましたけど、私自身は相生振興公社そのものが今非常にそこが重症になってきているのだろうというふうに思っております。人の話が出ておりましたけれども、実は豆腐のほうも土田さんが週に今2回か3回ぐらいお手伝いをいただいておりますけれども、ここもほかに協力隊が2人入っておりますから、ここの協力隊がいなければ豆腐自体も非常に穴が空いてしまうと、こういう実態にあります。それからそばのほうの部分についても今6月、今月いっぱい1名の方がちょっと病気でリタイアされるというようなことで話を伺っております。ここにも協力隊が入っております。ですからそば、豆腐においては本当に今協力隊がいなければ成り立たないというような状況だというふうに思っておりますから、そういうことで人の今の全体の人数がいなければなかなか成り立っていかないというような状況が今今日的な相生の状況だというふうに思っております。

ですから経営のあり方自体も本当に真剣に考えていかなければならないというぐあいに思っておりますし、今後物産館をどのように維持していくかということが大きな課題と。町長は、相生地域においてはどうしても必要な施設ということで何とかこれは維持していくということで私も指示を受けておりますので、そういう立場で頑張っていかなざるを得ないというぐあいに思いますが、実際はそういう状況に今なっているところであります。

それから職員の話を聞くべきではないかということがありましたけれども、これも実は3月の段階で個別に1人ずつのお話も伺いをいたしました。それぞれ皆さんニュアンスが相当いろいろ違いますから、統一して皆さんがこう思っていますというようなことというのはなかなかございません。ただ、先ほども言いましたけれども、もう相生には人はいないねということだけは、これ皆さん統一をした見解だったかというぐあいに思います。

それから職場の中身に部分についても、話をしてもなかなか上に伝わっていかないとか、いろんなことをその中で言われまして、そういうような状況の中で私のほうもどのような形をもっていくかということは大きな今課題というぐあいになっており

ます。

株主総会が5月に行われました。株主総会の段階で前々から出ていたのですが、実は株の所有の仕方の部分でも、既に亡くなっている方が名義でそのままの方も何人かいらっしゃいます。それから津別から転出されている方もいらっしゃいます。そういうようなことから当時設立にあたって尽力された土田さん自体も何とかこれ少し整理しておかなかつたら後々大変だなというような言葉から、株を持っている方に意向を聞いてもらっていたところでもありますけども、株主総会の中でもそれはいたし方ないだろうというようなことで株主総会后、土田さんのほうが実際株主の方にあたったところ、もう買い戻してくれるのなら買い戻してほしいというのが圧倒的な状況ということになりまして、私のところにいいのかと言って来られた方が1人だけでありました。土田さんとも協議をしてあたった段階では、まだ全部ではないようですがあたった段階では、1人だけちょっとそういうことで売る必要があるのかというような話も言われたこともありましたが、それ以外の方はみんなぜひオッケーで整理したいというような意向が示されたところでもあります。株主総会の中でもそういうような自社株にして、そして最終的にどういう判断をするときにあっても身軽にしておきたいというような、しておくべきではないか、そういう意見の中で今そういうことも考えて進めているところでもあります。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） いろいろ話はいっぱい聞いていますけども、その話はもうやめます。それでいずれにしてもこういうふうな問題はとにかく早く即決的に、若干日にちのかかるものもあると思いますけども、早くやっぱり打開策を見つけて職場の輪が早く保てて、苦しいながらも最良な形でできる体制を当然やっていかなきゃならんということだけをとりあえず最後に話をしておきます。

それで、これで一定の方向性が見えた段階で危機感もあるというふうなことも聞きましたけども、やはり議会等に報告や何かもいただいたほうがいいのかなということについて申し上げて終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 相生振興公社の関係につきましては、私のほうも触れさせ

てもらいましたけれども、現状のままで公社そのもの自体の存続等も含めて赤字になっていた部分が、これから先が好転をするかどうかということは極めて厳しい状況の話だろうというふうに思っております。協力隊の人件費自体は町のほうで持っておりますから、その協力隊の人件費をプラスすれば今年度、25年度の決算が27万弱で終わったなんていうことではなくて、やっぱり100万円単位の赤字になっていく可能性がある。それから、この先を見ても燃料等の高騰だとかということが先々非常に懸念されるというようなことを考えていくと、全体的な販売能力も落ちてくるのかなということが懸念されます。そうなってくると本体の問題としてどうしていいのかということが本当に重要な課題になってまいります。その前に議員が言われたとおり内部の中で少し結束できるものは結束しながら進めていくのが大前提としながら、そういうことで必ずどこかのそんなに遅くない時期に120万の問題等も含めてお話をご相談をさせてもらう時期が来るのではないかとこのように考えているところであります。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 1点だけお尋ねしたいと思います。57ページの学校保健費の中の先ほどの説明の中で器具洗浄がフッ化物洗口というふうなお話がありましたので、それに関連してちょっとお聞きしたいと思いますが、フッ化物洗口に関しては実施されているということは承知しております。

それで一般質問等もしたのですが希望者のみで継続されているのか、それから保育所と小学校にというふうなことで当初お聞きしていたのですが、子どもに必要であれば青葉幼稚園の園児もこのフッ化物洗口されているのかどうか、もしわかればあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤 同君） 学校の部分についてお答えをしたいというふうに思います。フッ化物洗口については当初お話しのとおり希望者のみということで、毎年4月に新生が入ってまいりますので希望するかしないかをとって希望者のみフッ化物洗口をやっております。

以上です。



○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 学校のみではちょっと不足なので、それが必要だということと道の方針もありまして80歳で何十本というようなところで、子どものうちからというようなことがあって、かなりの所でこのフッ化物洗口をされるようになったと思います。保育所がどういう、担当が違うからなのかもしれないのですが同じ子どもにということでは希望者は青葉幼稚園のほうはそういうことを打診しなかったのかどうか、合わせて。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 保育所と青葉幼稚園の関係につきましては両方とも実施しております。基本的には希望者のみということですが、ほぼ100に近いくらいの数で行っております。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 41ページの地域材利活用事業の旅費で東京港区の地域百貨店という催しに旅費が計上されているようなのですが、この催し自体どういうものを行っているのか、またどういう形で参画しているのかをもう少し説明していただきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 41ページの地域利活用推進事業の関係でありますけれども、港区と協定を結んでいるのは議員既にご承知かと思っておりますけれども、本年から津別の地域、これは津別だけではないのですけれども協定を結んでいる各自治体で主に間伐材ですとか、そういうものを利用してどういうものをその地域で提供しているのかとか、つくっているのかということで、うちも集成材を一部今年から提供して、2カ月だったと思うのですけれどもブースを設けていただくことになっております。そこに展示をするのですけれども、せっかくの機会だということで、そこで地元PRも含めて木だけではなくていろんな特産品も展示できる、あまりスペースとしては大きくないのですけれども、そこに展示をすると。その際にこちらのほうから、その期間内でイベント的なことをやれるということでもありますので、そこをちょっと計

画をさせていただいているところであります。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） イベントの規模がどのぐらいなのかわかりませんが、港区でそうした催しをやれば、やはりかなりの方が訪れると思うのですけれども、その機会に特産品なり地域材をPRするというは大変いいことだとは思いますが、やっぱりできれば成果を出したいと思うのですよ。ですからこれ8万円で旅費をつけているのですけれども、具体的に例えばその中で特産品の中で試供できるようなものとか、実際にバイヤーというわけにいかないのかもしれませんが認めていただいて、ビジネスチャンスにつながるようなことをしなければ、ただお付き合いで催しに行って、はい津別町の特産品です、津別町の集成材ですと見せて8万円の旅費を使って帰って来ても何も残るものがないという前々のパターンは、やっぱり考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですね。

ですから、こういう今回だけじゃなくて何かイベントがあれば、それにかかわって一体津別町として何を心得て帰って来れるのか、そういったことをこれからは考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 今申し上げた今年たまたま偶然にも津別の割り当てが8月に当たっておりまして、向こうの夏休みということもありますので実際には1泊2日の計画をしておりまして、主に目的としては子どもたちに木に触れていただきたいというようなことで、初めてのうちの企画でもありますし、今議員おっしゃるようにさまざまな場面でそういったPRはしていきたいと思ひますが、今回本当に初めてということで、どれくらいの人が集まるのかというようなことでもありますので、そこを見ながら継続できるものであれば継続してPRに努めたいというふうにお思ひしております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第57号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、議案第57号 平成26年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(五十嵐正美君) ただいま上程となりました議案第57号 平成26年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では人事異動による人件費の減額であり、歳入では人件費補正に伴う一般会計繰入金の減額を内容とする補正であります。第1条第1項といたしまして歳入歳出予算からそれぞれ389万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億430万6,000円とするものであります。

それでは歳出からご説明申し上げますので6ページ、7ページをお開きください。款1総務費の給与費では、人事異動に伴い給料、職員手当、共済費、負担金をそれぞれ減額し、合計389万4,000円を減額補正するものでございます。

続きまして歳入のご説明を申し上げます。4ページ、5ページにお戻りください。款8繰入金、その他一般会計繰入金につきましては給与費の減額に伴い389万4,000

円の減額補正であります。

それでは前の条文に戻っていただきまして第1条第2項におきまして、それぞれ補正の額を款項ごとに第1表で整理したものです。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第58号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、議案第58号 平成26年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただ今上程となりました議案第58号 平成26年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では給与費の減額、総務一般事務経費の追加補正であります。第1条といたしまして歳入歳出予算の総額からそれぞれ8万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億1,761万9,000円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、1一般管理費の給与費で、職員手当の住居対象者の住宅変更により14万4,000円の減額、共済費では掛け金の率変更により2万8,000円の追加、19節負担金補助及交付金の負担金では、退職手当組合で掛け金の率の変更により6万5,000円の減額でございます。総務一般事務費では8節報償費で講師謝礼として10万円の追加であります。これにつきましては、当町出身であります厚生労働省老健障害保健福祉、医療・介護地域連携担当審議官、有岡審議官に第6期介護保険事業計画にあわせて町民向けの講演会、また職員向けの講話をお願いしてございます。まだ時期は未定ですが、それに伴う交通費相当分の補正でございます。

続いて歳入にお戻りいただきたいと思えます。4ページ、5ページをお開きください。歳入につきましては款7繰入金、1一般会計繰入金、その他一般会計繰入金で8万1,000円の減額であります。

それでは条文に戻っていただき、第1条第2項に定める第1表はそれぞれ説明いたしました補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第58号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 59 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 59 号 平成 26 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 59 号 平成 26 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 73 万 8,000 円を減額し、予算の総額を 4 億 8,396 万 2,000 円とする補正をお願いするものでございます。

歳出からご説明いたしますので 6 ページ、7 ページをお開きください。款 1 総務費は給与費において人事異動に伴う人件費の精査として給料、職員手当等をそれぞれ減額し、共済費負担金補助及交付金においては共済費の負担率改定及び異動に伴う精査による減額を行い、給与費総体で 73 万 8,000 円の減額をお願いするものでございます。

款 2 特環下水道費は分担金の歳入予定額を一般財源から特定財源に振り分けたもので、内容につきましては歳入でご説明させていただきます。

続きまして 4 ページ、5 ページをお開きください。歳入の分担金及負担金は、認定こども園用地の賦課面積確定に伴う下水道受益者分担金として 36 万 2,000 円の追加をお願いするものでございます。この分を歳出で申し上げました特定財源として振り分けております。繰入金につきましては、分担金及び歳出の精査にともない 110 万円の減額をお願いするものでございます。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条第 2 項第 1 表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号

○議長(鹿中順一君) 日程第11、議案第60号 平成26年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹(竹内秀行君) ただいま上程となりました議案第60号 平成26年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

第1条につきましては歳入歳出それぞれ2万7,000円を減額し、予算の総額を4,207万3,000円とする補正をお願いするものでございます。

歳出からご説明いたしますので6ページ、7ページをお開きください。款1総務費は給与費において共済費の率確定に伴う精査を行い、共済組合及び退職手当組合、合計2万7,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして4ページ、5ページをお開きください。繰入金につきましては歳出の精査確定に伴い2万7,000円の減額をお願いするものです。

最初の条文に戻っていただき第1条第2項第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第61号

○議長(鹿中順一君) 日程第12、議案第61号 平成26年度津別町上水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹(竹内秀行君) ただいま上程となりました議案第61号 平成26年度津別町上水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

第2条につきましては、収益的収入及び支出における支出の部において水道事業費用を50万1,000円減額し、費用合計額を1億2,269万7,000円とする補正をお願いするものでございます。

3ページをお開きください。支出の部水道事業費用、営業費用、総係費において4月の人事異動に伴い企業出納員が交替しておりますので人件費について給与費、手当等をそれぞれ減額し、共済費の負担率改定により法定福利費、負担金の精査を行い費用全体で50万1,000円の減額をお願いするものでございます。

4ページはキャッシュ・フロー計算書となります。最下段の資金期末残高につま



しては、補正の減額分が増額となりますので2億4,765万9,000円となります。

続いて5ページから7ページですが、これは本年度予定貸借対照表となります。今回の補正につきましては5ページの下から6行目、現金預金が補正分増加しまして4ページの資金期末残高と同額ということになります。7ページ、下から5行目、当年度純利益につきましては当初予算より50万1,000円増加しまして865万1,000円と見込むものでございます。

1ページにお戻り願います。第3条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費を50万1,000円減額して総額を1,683万7,000円とする補正をお願いするものでございます。

2ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第61号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、意見書案第6号 規制改革会議の農業改革に関する

る意見の取り扱いに関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君）〔登壇〕 ただいま上程になりました意見書案第6号 規制改革会議の農政改革に関する意見の取り扱いに関する意見書について提出者として説明をいたします。

読み上げて説明にかえさせていただきます。5月22日に政府の規制改革会議は農業改革に関する意見を発表し、与党との協議を踏まえ6月13日に最終的な取りまとめが行われ、今後農林水産業、地域の活力創造プランの改定に反映される予定となっている。今回の意見に盛り込まれた農業委員会制度の見直しや、農業生産法人の大幅な要件緩和等は地域農業の姿を大きく変容させるとともに、農業協同組合制度の見直しについては農業者、地域住民、国民生活に重大な支障を来すことが懸念される。

については規制改革会議の意見の農林水産業、地域の活力創造プラン改訂への反映にあたり下記のとおり要望するというので、記以下を要請するものであります。趣旨にご賛同いただきまして内閣総理大臣、農林水産大臣に提出しようとするものであります。

なにとぞ趣旨をご理解をいただきご賛同いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、意見書案第 7 号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3 番、村田政義君。

○3 番（村田政義君） [登壇] ただいま上程になりました意見書案第 7 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について提案をいたします。

地方は長年にわたり国を上回る歳出削減の努力や、また地方自治体が担う役割も年々拡大している中で、地方自治体の安定的運営を実現するため 27 年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大などを求め下記の 7 項目について地方自治法第 99 条の規定に基づき国へ意見書を提出するものであります。

皆様のご理解とご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第 7 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第 8 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、意見書案第 8 号 平成 26 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4 番、乃村吉春君。

○4 番（乃村吉春君） [登壇] ただいま上程されました意見書案について前段読み上げて説明にかえますので、ご賛同方よろしくお願いいたします。

地域最低賃金は北海道の低賃金構造を改善し、働く貧困層の解消のためセーフティ

一ネットの一つとして最も重要なものであり、既に生活保護費との乖離、解消と合意した期間が過ぎ、全国で唯一逆転現象が解消されていないが、昨年北海道地方最低賃金審議会において本年度で乖離、解消を図るという答申が出された。

物価上昇の局面にある中、賃金が上がらなければ働く方々の生活はより一層厳しいものとなり、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

賃金のナショナルミニマムを担う現在の地域別最低賃金は高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映されておらず、北海道内勤労者の有効なセーフティーネットとして十分に機能しているとは言えない。

地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準の引き上げや事業所に対する指導、監督の強化及び最低賃金の履行確保が極めて重要な課題となっております。

そういうことで、記以下3点について厚生労働省北海道労働局長に意見書を出すものですので、ご賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、意見書案第9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成27年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん）　〔登壇〕　意見書案第9号、ただいま義務教育費国庫負担制度堅持、負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成27年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について説明したいと思いますが、毎回この時期に同じような意見書を出させていただけていますが、特に27年に向けては中段のところにありますように生活保護費の算定要素である生活扶助費を段階的に削減する政策を進めており、就学援助を受ける子どもたちにも影響を及ぼす、影響があるというところを前回よりも少し強調して提出をしたいというふうに思いますので、ご賛同方よろしくお願ひいたします。

提出先につきましては、表面にありますように衆参両議長、各関係大臣に提出したいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　これより意見書案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第10号

○議長（鹿中順一君）　日程第17、意見書案第10号　集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に対する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）　〔登壇〕　ただいま上程となりました集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に対する意見書について提案いたします。

安倍首相は集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更で行うために、与党合意、閣議決定を今6月22日までの今国会会期中に行う姿勢を崩しておりません。連日のニュース

では与党、公明党に圧力をかけ合意をせかしています。私たち国民は、今まさに平和を守るのか戦争する国づくりにするのかの岐路に立っています。政府は従来から憲法9条のもとにおいて認められる自衛権の発動としての武力行使については我が国に対する急迫、不正の侵害があること。この場合に、これを排除するためにほかに適当な手段がないこと。必要最小限度の実力行使にとどまるべきことという3要件に該当する場合に限定されると解釈し、集団的自衛権についても憲法9条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどめるべきものであり、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容としている集団的自衛権の行使はこれを超えるものであって、憲法上許されないとしてきました。これが確立した政府解釈でありました。しかし報道ではシーレーンでの機雷除去や集団的安全保障の枠組みで可能とする狙い、これを認めれば日本の安全保障政策は大きく変わる懸念があると報じております。集団的自衛権の憲法解釈の変更は、海外で戦争できる国づくりをするためのものであり、恒久平和主義の憲法原理と立憲主義に反し到底許されるものではありません。

戦争をする国づくりへの不安は急速に広がり、集団的自衛権の行使容認に関する世論調査が示すように圧倒的に反対が多く過半数を超えています。歴代の元自民党幹事長や元首相、内閣法制局長らもそろって反対の論陣を張っているように、戦争をする国づくりと国民との矛盾は日増しに広がっています。

よって、津別町議会は集団的自衛権に関する憲法会社の変更に関し強く反対するものがあります。

提出先は表に書いてありますとおりに衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣であります。

皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、意見書案第 11 号 地方教育行政法改正に係る意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん） [登壇] ただいま上程となりました地方教育行政法改正に係る意見書について提案をいたしますので、皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

2011 年、大津市で起きた中 2 男子のいじめ自殺問題で市教委の対応の遅れや甘さが露呈し、これをきっかけに審議が形骸化している、あるいは権限や責任の所在があいまいなどの批判があり、安倍首相肝いりの教育再生実行会議が提言をまとめました。

安倍政権が提出した地方教育行政法改正案が 13 日参議院を通過し可決成立しました。これによって、国や首長から独立した行政組織である教育委員会制度が首長による教育内容への政治介入が可能になり、愛国心教育の押しつけや異常な競争主義の持ち込みなどが懸念され、今後の日本の教育にとって極めて重大な問題をはらむことになりました。

改正法は、自治体の教育政策の基本となる大綱を決める権限を首長に与え、教育委員会は首長の方針を具体化する下請け機関になり、しかも大綱は国の基本方針を参酌することが求められています。さらに教育委員会を代表する教育委員長をなくし自治体幹部である教育長を文字どおり教育委員会のトップに据えようとするものです。教育長は今は教育委員会が任命し罷免もできますが、首長が議会の同意を得て任命するように変えられます。教育委員会は教育長に対する指揮監督の権限を奪われ、首長と教育長に強く支配されることとなります。これは憲法が保証した教育の自由と自主性の侵害にほかなりません。

教育委員会は、郷土の歴史や産業、住民生活に根差した教育へと努力をしており、国の一方的な教育方針押しつけのもとでも、その独自性があったからこそ独自の豊かな教育を進めることができていましたが、改正法は教育委員会に残された独立性をも取り上げることとなります。こうした改正に現職の教育委員をはじめ多くの国民から批判の声が上がっています。教育行政に首長の政治的考え方を反映しやすい仕組みに変えようとしていることに約7割の教育委員が反対、どちらかといえば反対と答えて、国民の中でも政治家が学習内容を歪めることのないよう一定の歯止めが必要との声が8割近くに上っています。政府はこうした国民の声に応え、教育委員会制度の運用にあたっては教育委員会が住民、学校現場の多様な教育要求を施策に反映させ、教育の自由と自主性を大切にす機関として活性化するよう力を尽くすことを求めるものです。

提出先は、衆参両議院議長と文部大臣、内閣総理大臣です。

ぜひ皆様のご賛同お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第12号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、意見書案第12号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君）〔登壇〕 ただいま上程になりました意見書案第12号 林業・



木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について提案者として説明を申し上げます。

北海道の林業、木材産業は山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。今後森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要になってくることから、記以下2点、1点目として森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取り組みを支援するため、森林林業、森林整備加速化・林業再生基金の継続、また同様の仕組みを創設するなど林野関連の施策の充実強化を図ること。二つ目として地球温暖化防止、特に森林吸収量の参入上限値に3.5%確保のための森林整備の推進や木材利用促進をはかるため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収財源対策を追加するなど、安定的な財源を確保することを強く要望するものであります。

趣旨にご賛同いただき、衆参両院議長、各内閣総理大臣をはじめ各関係大臣に提出しようとするものでありますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、報告第7号 繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）を議題とします。

町長から平成25年度津別町一般会計予算にかかわる繰越明許費の繰越しについて別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 8 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、報告第 8 号 事故繰越しの繰越しについて（津別町一般会計）を議題とします。

町長から平成 25 年度津別町一般会計予算にかかわる事故繰越しの繰越しについて、別紙計算書のとおり提出があったので地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 9 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、報告第 9 号 株式会社津別町振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から株式会社津別町振興公社の平成 25 年事業年度事業報告及び決算、平成 26 年事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により関係書類の提出がありましたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、報告第 10 号 株式会社相生振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から株式会社相生振興公社の平成 25 事業年度事業報告及び決算、平成 26 事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、報告第 11 号 例月出納検査の報告についてを議題

とします。

監査委員から平成 25 年度 4 月分、平成 26 年度 4 月分の例月出納検査について報告書が提出されたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で本定例会に付議されました事件はすべて終了しました。

これで平成 26 年第 4 回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2 時 3 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員